

自己中心性

—— 文部省食堂論批判の論法 ——

池田 久美子

藤岡信勝氏は述べた。

軍が関与したことが問題だという人がいるが、これはスジ違いである。文部省の建物の中に民間業者が経営する食堂がある。文部省の職員が主に利用するが、文部省が経営しているのではない。文部省はこの業者に建物の一部を提供し、水道・光熱などの利用の便宜を与えている。そういう形で文部省は食堂に関与しているが、かといってこの食堂を文部省が経営しているのではない。食堂の従業員は国家公務員ではなく、業者から給料をもらう民間会社の従業員である。戦地慰安所と軍との関係もこれと全く同じである。軍が関与しているのは当然だが、それは文部省の食堂と同じ意味においてなのである。

〔藤岡信勝「歴史教科書批判運動の提唱」『現代教育科学』

一九九六年九月号、明治図書、一一〇ページ〕

この藤岡氏の論述に対して、吉見義明氏は次のように反論する。

文部省が本省内に食堂をつくって業者に経営させても、なんの問題もない。直営してもかまわない。だが、問題になっているのは慰安所であり、食堂ではない。かりに、戦争中に文部省が庁舎内に職員専用の慰安所をつくって、業者に経営させたとしたら、大問題になっていただろう。

軍が戦地に慰安所をつくり、業者に経営させたことも、じつはこれと同様の問題だった。軍が占領地に軍人・軍属専用の食堂をつくり、業者に経営させてもなんの問題もない。直営でもかまわない。作戦行動にあたり、日本軍は食料の補給を十分にしなかったために、戦地で各部隊は住民の食料・野菜・家畜・炊事用具などを徴発（略奪）することになった。炊事車も、十分なレーション（携帯口糧）も用意しなかったために、略奪者の集団になったことが問われているほどののだ。たとえば、長谷川慶太郎氏は次のようにのべている。

炊事車を軍隊が装備するかどうかは、戦闘中あるいは行軍中の軍紀を維持する条件として、極めて重要である。炊事車の装備をめぐって、十分の議論を尽くさなかった陸軍首脳はそのまま、支那事変、第二次大戦と一貫して日本軍将兵を掠奪（りやくたつ）暴行の集団とさせるのに大きく貢献したといわれても答えるすべがあるまい（長谷川慶太郎責任編集「情報戦の敗北」）。

このように、食堂の設置と慰安所の設置とはまったく別の問題である。ダイコンやニンジンなどは、どんなに切りきざんでも問題はないが、女性はモノではなく、侵してはならない人権がある。この違いがわからないようでは、人権意識が問われるだろう。

（吉見義明「02 軍と慰安所の関係は、たとえていえば、文部省とその庁舎内にある食堂と同じだ。だから、慰安所の運営に批判されるようなことがあったとしても、その責任は軍にはない」、吉見義明・川田文字編「従

右の吉見氏の反論は、藤岡氏にとって痛いか。藤岡氏は、こう反論されて困るか。否である。藤岡氏には痛くない。氏は困らない。なぜか。以下でその理由を明らかにする。

1

吉見氏の食堂必要論を取り上げる。

吉見氏は、「軍が占領地に軍人・軍属専用の食堂をつくり、業者に経営させてもなんの問題もない。」という。「作戦行動にあたり、日本軍は食料の補給を十分にしなかったために、戦地で各部隊は住民の食料・野菜・家畜・炊事用具などを徴発（略奪）することになった。炊事車も、十分なレーション（携帯口糧）も用意しなかったために、略奪者の集団になったことが問われているほどのだ。」このような事態を未然に防がねばならない。そのために、食堂は要る。

しかしそれならば、慰安所もまた同様の理由で開設されたのではなかったか。吉見氏の右の論法は、軍がかつて慰安所開設の必要を説いた論法と何とよく酷似していることか。吉見氏がそれを知らないわけがない。氏自身が軍の論法を紹介・解説していた。氏によれば、軍は次のように説いていた。

つぎに重要なのは、四〇年九月一九日、陸軍省から陸軍各部隊に教育参考資料として送られた「支那事変の経験よ

り観たる軍紀振作対策」〔資料集〕28)である。摘記してみよう。

事変勃発以来の表情に徴するに、赫々たる武勲の反面に掠奪、強姦、放火、俘虜惨殺等、皇軍たるの本質に反する幾多の犯行を生じ、為に聖戦に対する内外の嫌悪反感を招来し、聖戦目的の達成を困難ならしめあるは遺憾とするところなり。……犯罪非行生起の状況を観察するに、戦鬪行動直後に多発するを認む。……事変地に於いては特に環境を整理し、慰安施設に関し周到なる考慮を払い、殺伐なる感情及劣情を緩和抑制することに留意するを要す。……特に性的慰安所より受くる兵の精神的影響は最も率直深刻にして、之が指導監督の適否は、士気の振興、軍紀の維持、犯罪及性病の予防等に影響する所大なるを思わざるべからず。

すなわち軍人の士気の振興、軍紀の維持、掠奪・強姦・放火・捕虜虐殺などの犯罪の予防、性病の予防のために軍慰安所は必要だとして、そのはたす役割を積極的に認めていたのである。

(吉見義明「従軍慰安婦」、岩波書店、一九九五年、三六―三七ページ)
整理して示す。

A 軍が主張する慰安所開設理由

「軍人の士気の振興、軍紀の維持、掠奪・強姦・放火・捕虜虐殺などの犯罪の予防、性病の予防のため」

B 吉見氏が主張する食堂開設理由

軍紀の維持、掠奪暴行の防止のため。

A、Bを比較すれば、分かる。両者は実に良く符合する。吉見氏は、軍紀の維持、掠奪暴行の防止のためという理由を挙げた。しかし、それはそのまま、陸軍が挙げる慰安所開設の理由でもある。陸軍はまさにその同じ論法で慰安所開設を説いていたのである。

吉見氏は、「このように、食堂の設置と慰安所の設置とはまったく別の問題である。」という。「このように」とは、何を指すか。「この」は近接の指示代名詞である。当然、直前に展開されている論を指すとみなすしかない。つまり、食堂開設は軍紀の維持、掠奪暴行の防止のためなのだから「なんの問題もない」「直営でもかまわない」という論である。その理由において、食堂開設は許されるという論である。吉見氏は、この論を根拠にして「食堂の設置と慰安所の設置とはまったく別の問題である。」と主張したのである。

しかし、この論を根拠にするなら、「まったく別の問題である」とはいえなくなる。吉見氏は次のように再反論されても仕方がない。

〈軍紀の維持、掠奪暴行の防止のための施設は認めるべきである。〉

これが吉見氏の主張の大前提である。それならば氏は、慰安所開設も同様に認めなければならない。それが筋ではないか。慰安所も、まさに軍紀の維持、掠奪暴行の防止のための施設に他ならないからである。この大前提に立つ限り、氏は、慰安所だけを差別することは出来ない。「このように、食堂の設置と慰安所の設置とはまったく同じ問題である。」これが、その大前提からの当然の帰結である。〈

さらに、再反論する側は、この大前提を逆手にとって吉見批判に転じるはずである。次のようにである。

〈いずれも軍紀の維持、掠奪暴行の防止のためである。それなのに、なぜ食堂だけを認めるのか。なぜ慰安所だけを

否定するのか。

食欲は人間の基本的な欲求である。しかし、それならば性欲も同じである。同じ人間の基本的欲求を満たす施設が、一つは食堂であり、もう一つは慰安所なのである。これらの施設は共に、人間の基本的欲求を満たすことにより、軍紀の維持、掠奪暴行の防止に貢献するのである。それなのになぜ、食欲のみが満たされることを許されるのか。なぜ、性欲は許されないのか。これは不当な差別である。性の抑圧である。〈

吉見氏はこうして、合理的基準を示さずに食欲と性欲とを区別する、性の抑圧主義者だというレッテルを貼られ、罵られることになる。

要するに、軍紀の維持、掠奪暴行の防止のためなのだから「なんの問題もない」「直営でもかまわない」という論法を吉見氏がとり続ける限り、慰安所肯定論に自ら道を開くことになる。この論法は、慰安所肯定論に都合の良い論法である。慰安所肯定論者がつけ込む構造をわざわざ用意してやっているのである。これは吉見氏にとって、利敵行為である。氏はこの自覚を欠いている。

2

吉見氏は藤岡氏を批判している。

「ダイコンやニンジンとは、どんなに切りきざんでも問題はないが、女性はモノではなく、侵してはならない人権がある。この違いがわからないようでは、人権意識が問われるだろう。」

つまり、吉見氏は次のように主張しているのである。

〈慰安所と食堂とを同一視してはならない(不謹慎である)。両者を同一視することは、女性をダイコンやニンジンと同一視することだからである。〉

この吉見氏の藤岡氏に対する批判は、成功しているか。否である。これでは藤岡氏は痛くも痒くもない。藤岡氏は次のように述べていた。

「文部省の建物の中に民間業者が経営する食堂がある。文部省の職員が主に利用するが、文部省が経営しているのではない。文部省はこの業者に建物の一部を提供し、水道・光熱などの利用の便宜を与えている。(中略)戦地慰安所と軍との関係もこれと全く同じである。」

確かに藤岡氏は、食堂と慰安所とが同じだと述べた。しかし氏は、経営形態に問題を絞って、そう述べたのである。業者による委託経営という観点を明瞭に示していたのである。「戦地慰安所と軍との関係もこれと全く同じである。」をみれば分かる。氏が同じだというのは、「戦地慰安所と軍との関係」である。つまり、軍が戦地慰安所の経営を業者に委託していたという関係である。藤岡氏のいう〈食堂と慰安所とは同じだ〉は、〈経営形態に関する限りは〉という条件付き命題である。

(慰安所は軍直営のところもあった。特に海軍の場合はそうであった。だから、藤岡氏の指摘には不正確なところがある。「戦地慰安所と軍との関係もこれと全く同じである。」「(傍点引用者)とは言えない。しかし、これは藤岡氏の論の部分否定にすぎない。業者による委託経営の慰安所も相当数あった。吉見氏もそれは認めている『従軍慰安婦』七四ページ)。その限りで、藤岡氏の論は、成り立つ。)

藤岡氏が比較したのは、食堂と慰安所それぞれの経営形態である。客に提供する「商品」を比較したのではない。それなのに吉見氏は、これを女性とダイコンやニンジンとを同一視するものだととらえた。吉見氏は、藤岡氏が示した観

点には目もくれない。相手のとる観点を無視して、違う観点を暗に持ち込む。その違う観点において不当に両者を同一視したと非難する。藤岡氏は、自分が言い出しもしない観点で両者を同一視したと非難されたわけである。

これでは藤岡氏に次のように再反論されても仕方がない。少なくとも私なら、言う。

へ「女性はダイコンやニンジン並みだ（人権など認める必要はない）。ゆえに、慰安所も食堂も同じだ。」などと、どこに書いてあるか。証拠を示してもらいたい。吉見氏は、証拠もないのに、私（藤岡）が暗に女性をダイコン・ニンジンと同一視したと非難する。とんでもないがかりである。私は書きもしないことで責任を問われていることになる。

慰安所と食堂との経営形態を比較することは、悪いのか。私はそれぞれの経営形態の事実を比較したのだ。どちらも業者による委託経営だというのは、事実である。私はその事実を指摘したまでである。

要するに、吉見氏は事実を直視するのを禁じ、論点をそらしたのである。都合の悪い事実を語らせないようにしたのである。女性をダイコン並みに扱うつもりかといいがかりをつけて、食堂と慰安所との共通点を一切指摘するなどというこれは、脅しである。く

吉見氏は、食堂と慰安所とを同一視すること一般を禁じる。いかなる観点においてかを、氏は全く問題にしない。いかなる観点であっても、とにかく食堂と慰安所とを同一視することそのものが不謹慎だと非難するのである。食堂と慰安所とを一緒にするとは何事だ、女性の人権を無視するつもりかと怒るのである。

どちらが、自分の主張について、それが成り立つ条件を自覚しているか。吉見氏ではない。藤岡氏の方である。どちらが、食堂と慰安所それぞれの実態を具体的にとらえ論じているか。つまり、どちらが事実即して論じているか。吉見氏ではない。藤岡氏の方である。要するに、藤岡氏の論の方が勝っている。吉見氏の論は藤岡氏の論の水準にまでも行っていない。

およそ、比較するには比較のための観点が要る。観点が変われば、それに伴って見え方も変わる。食堂と慰安所との異同もそうである。観点によって両者は同じだとも違うともみなし得る。例えば、人間の基本的欲求を満たす場所という観点では、食堂も慰安所も同じだとみなし得る。しかし、道徳という観点では、両者は明らかに異なってみえる。食堂は道徳的善悪が問題になることはほとんど無い。これに対して、慰安所には常にその問題が付きまとう。要するに、いかなる観点をも超越して両者が同じだ(違う)と言うのは、不可能である。どこかに観点を定めなければ、両者は同じだとも違うとも分かるわけがない。

それなのに吉見氏は、食堂と慰安所を同一視するなど主張するばかりである。これは実は、両者を違うものとみなし得る、ある特定の観点にのみ立てという要求である。それは、人權の有無という観点である。この観点以外には立つな。この観点に立つことだけが許されるべきだ。吉見氏の主張は、この観点の強制に他ならない。氏はこれを自覚しているか。否である。

吉見氏は、人權の有無という観点以外で比較することを許さない。そしてこの観点において、誰もが食堂と慰安所との違いだけを認めなければならないとする。なぜか。吉見氏は、その合理的理由を全く示さない。合理的理由を全く示さずに禁じている。

これは、事実を観点を変えて多角的に見る自由を否定することである。学問研究に道徳的タブーを持ち込むことである。吉見氏は、それこそ学問研究の自由を否定することになるとは思わなかったのか。自分のとる観点だけが正しい。それ以外の観点に立つことは、道徳的に間違っている。これは、運動論がよって立つ価値観を表明しているのである。これでは、違う価値観に立つ相手とのコミュニケーションは不可能である。氏は、自分の価値観だけを正当だとする。違う価値観に立つ自由を認めない。これは、自己中心的な論法である。

藤岡氏の慰安所・食堂同一論をどう論破するか。

(1) 藤岡氏よりも具体的であるべきである。藤岡氏よりもっと事実を丹念に見るべきである。

藤岡氏は、食堂と慰安所とを比較して、どちらも業者による委託経営だと主張する。〈文部省は省内の食堂を直接経営してはいない。経営しているのは業者である。文部省はその業者の経営の便宜を図っているのだ。これに対して慰安所も、経営しているのは業者である。軍はその業者の経営の便宜を図っているにすぎない。〉これが、藤岡氏の言い分である。

この比較に誤りはないか。

例えば、文部省の食堂の場合、文部省自体は業者への便宜提供すら行っていない。文部省が便宜提供という仕方であらう。関与しているというものは、事実と異なる。文部省は、全く関与していないのである。関与しているのは、文教協会という財団法人である。文教協会が食堂経営にどのように関与しているのかを、具体的に調べるべきである。

軍は、直接業者を選定し、利用規定を作り、施設設備を提供した。だから、業者が問題を起せば、軍はその管理責任を負わねばならない。しかし、文部省は違う。もしも食堂に関して問題が生じたとしても、文部省は責任を負わなくて済む。責任を負うのは、文教協会である。つまり、文部省が責任を負わなくて良い構造があるのである。

したがって、文部省―食堂の関係と、軍―慰安所の関係とは、同一視できない。両者が同じ関係だという藤岡氏の主張は、誤りである。それは、事実認識において粗雑である。

(2) 藤岡氏の論の大前提が成り立たないことを示すのである。

藤岡氏の論は、軍の責任回避を目的にしている。〈文部省には食堂に関する責任がない。同様に、軍にも慰安所に関する責任はない。〉氏は、このように主張したのである。この主張を根底で支えているのが、次の命題である。〈経

営する者が責任を負うべきである（経営していない者には、責任はない。便宜提供だけでは責任は問えない）。〈これが、藤岡氏の論の大前提である。これが崩れれば、氏の論は壊滅的な打撃をこうむる。これが、いわば氏の論の急所である。これを崩すことにこそ、全力を傾けるべきである。

〈経営しなくても、責任を負うべきである（便宜提供だけでも責任は生じる）。〉この命題を対置してやる。つまり、食堂の問題も、十分文部省の責任なのだと言張るのである。〈文部省もそうなのだから、軍も同様に慰安所に対する責任を負うべきなのだ。〉と言うのである。

すでに私は、この論法で藤岡氏の論の誤りを批判した。次のようにである。

軍の許可なくして業者が慰安所を経営したわけではない。軍は、業者を選定し、軍の施設への出入りを許可したのである。文部省の食堂を経営する業者も、まさか無断で文部省の建物に出入りして営業しているはずはない。営業するためには、なんらかの規定にしたがって、文部省との間で契約をし、営業許可を受けたはずである。

だから、軍にも文部省にも、業者を選定し、出入りを許可した責任がある。その業者が不当な営業活動をしていたならば、当然、軍や文部省は、その業者を選定し許可を出した責任をとらなければならない。経営している業者だけの責任ですむわけではない。経営していなくても、十分責任を問うことが出来るのである。

藤岡氏は、この選定、許可、便宜提供の責任を全く無視している。これらを見無視して〈経営するものが責任を負うべきである。〉という誤った前提を立てている。この前提のもとに、軍の責任を回避しようとしているのである。これは、不当前提の虚偽である。

この場合、(1)で指摘した、文教協会の関与の事実は不要である。また、軍直営の慰安所が存在することも、この文脈では考えなくてよい。藤岡氏の論の構造を利用すればよいのである。つまり、〈文部省対食堂〉と〈軍対慰安所〉とを、業者委託という点で等しいとする構造である。この構造を作り提案したのは藤岡氏である。だから、そこに含まれる事実誤認の責任は藤岡氏に負わせればよい。

吉見氏は、「人権」に訴えて藤岡氏の文部省食堂論を否定しようとする。「人権」が全てを超越して絶対的な善であるかのように論じるのである。この「人権」はスローガンである。スローガンは事実を丹念に見ることを妨げる。「人権尊重」と言いさえすれば何事か意味のあることを言った気にさせる。藤岡氏よりもっと粗い、事実から浮いた論述になる。藤岡氏の論の構造が見えなくなる。

論争は、コミュニケーションである。相手があつて初めて、コミュニケーションが成立するのである。相手の論の構造が見えないところでは、コミュニケーションは成立しない。相手がどうであれ、自己の信条(スローガン)を語りさえすればよいというのは、コミュニケーションの否定である。吉見氏の論法が、まさにそうである。氏の論法の特徴は、この自己中心性にある。